公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。
令和６年１月18日

支 出 負 担 行 為 担 当 官
警察庁長官官房会計課理事官
永山　貴大

記

１　契約担当官等の官職及び氏名
支 出 負 担 行 為 担 当 官
警察庁長官官房会計課理事官　永山　貴大

２　概要
(1)　調達件名　サイバー捜査分析用資機材の高度化に係る調査研究
(2)　数　　量　１式
(3)　調達内容　仕様書のとおり。
(4)　履行期限　令和６年６月28日
(5)　履行場所　仕様書のとおり。

３　参加資格、選定基準及び評価基準
(1)　企画提案書の提出者に要求される資格
①　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
②　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③　令和４・５・６年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤに格付けされている者であること。
④　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑤　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(2)　企画提案書の特定のための評価基準
①　必須事項への対応
仕様書への適合性
②　調査研究の対象
事業概要との適合性
③　調査研究実施内容・方法の提案
実施計画の適切性及び有効性
④　提案の有益性
⑤　共通事項
作業体制の適切性、経験・能力、ワークライフバランス等の推進に関する取組、公的個人認証及び電子入札の推進に関する取組

４　手続等
(1)　担当部局
東京都千代田区霞が関２－１－２
警察庁サイバー警察局サイバー捜査課予算・システム係　電話　03-3581-0141
(2)　企画提案書の提出希望者への説明
詳細事項についての説明を希望する場合は、上記(1)に問い合わせのこと。
(3)　企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和６年３月４日　17時00分
東京都千代田区霞が関２－１－２
警察庁長官官房会計課調達係　電話　03-3581-0141（郵送又は持参すること。）

５　その他
(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
(2)　契約書作成の要否　要
(3)　関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。
(4)　詳細は仕様書による。

サイバー捜査分析用資機材の高度化に係る調査研究

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

○　仕様書
○　応募要領
○　審査基準
○　契約書（案）
○　企画競争に関するアンケート

メモ

○　契約方式
　公募型プロポーザル方式

○　事業実施見込額
　１７，３２５，０００円（税込）

○　企画提案書の提出期限
　令和６年３月４日　１７時００分（必着）（郵送又は持参）

○　企画提案書の構成は、「応募要領」をご確認下さい。

○　企画提案書と併せて、同期限までに以下の書類の提出をお願いします。
・　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
　令和４・５・６年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤに格付けされている者であること。
・　見積書
　見積書は一式見積りではなく、可能な限り**細かな内訳を添付**してください。また、**見積額は契約金額をご提示**ください。
　なお、宛名は「警察庁」でお願いします。

○　プレゼンテーション実施日時
　令和６年３月１１日（時間は別途指示）

○　契約に関する照会先
　警察庁長官官房会計課調達係
　電話　０３－３５８１－０１４１　内線２２９８
　メール　tyotatu@npa.go.jp

○　仕様に関する照会先
　警察庁サイバー警察局サイバー捜査課予算・システム係
　電話　０３－３５８１－０１４１　内線３５３３
　メール　npa_cyber@npa.go.jp

○　注意事項
　辞退される方は、「企画競争に関するアンケート」に必要事項を記載の上、メールで送付してください。

○　その他
　令和６年度に係る契約締結は、令和６年度本予算に当該経費が盛り込まれるとともに同予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1)　契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2)　契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２　暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

３　下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託

者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4　暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

サイバー捜査分析用資機材の高度化に係る調査研究

調達仕様書

警察庁サイバー警察局サイバー捜査課

目　　次

１　調達の概要 1
　１．１　調達件名 1
　１．２　調達の背景 1
　１．３　目的 1
　１．４　調達の方式 1
　１．５　契約期間 1
　１．６　調達案件間の入札制限 1
２　作業実施内容 1
　２．１　留意事項 1
　２．２　プロジェクト計画書等の作成 2
　２．３　市場ソフトウェアの調査 2
　２．４　新システムの要件定義の明瞭化 2
３　成果物 3
　３．１　成果物の記載内容及び納入期限 3
　３．２　納入形態等 3
　３．３　納入場所 3
４　留意事項 3
５　知的財産権 4
６　秘密に関する事項 4
７　検査 5
８　参加条件 5
９　再委託 5
10　その他 5

1　調達の概要

1．1　調達件名

サイバー捜査分析用資機材の高度化に係る調査研究

1．2　調達の背景

Tor や暗号資産等の匿名性の高い技術を悪用したサイバー空間を取り巻く現状は極めて深刻である。

民間企業等においては、サイバー空間の脅威へ対処するため、マルウェアの通信先のドメインや IP アドレス等のサイバー攻撃をされた後の痕跡である IoC 等の情報の蓄積と共有、分析を目的としたプラットフォーム等のオープンソースやフリーのソフトウェアの提供や活用がなされているところである。

警察庁においても高度なサイバー事案に対処するためには、犯罪手口や犯罪インフラ等のあらゆる情報を多角的に分析する必要があることから、有用なソフトウェアを効果的に活用していく必要がある。

また、警察庁では、平成 30 年度からサイバー事案情報を登録する「サイバー捜査分析用資機材」（以下「旧システム」という。）を整備し、登録した情報を活用してきたところ、ソフトウェア等の効果的な活用を踏まえた旧システムの更新を検討しているところである。

1．3　目的

本調査研究では、新システムを利便性の高いものにするため、

① 市場における様々なソフトウェアの価格・特徴・有用性等を調査し、警察庁において新システムにて実現することが望ましい機能を判断するための報告書を提出

② ソフトウェア等の効果的な活用を踏まえた新システム（以下「新システム」という。）の要件定義の明瞭化

をすることを目的とする。

1．4　調達の方式

企画競争方式（公募型プロポーザル方式）とする。

1．5　契約期間

契約締結の日から令和６年６月 28 日（金）までの間

1．6　調達案件間の入札制限

本調査研究の受託者に対し、後に行う調達案件に入札制限は設けない。

2　作業実施内容

2．1　留意事項

本調査研究における検討に当たっては、警察庁担当者を交え、多角的かつ複層的に行うこと。

なお、新システムの要件定義の明瞭化に当たっては「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年５月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和２年 12 月

25 日閣議決定)、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(2021 年（令和３年３月 30 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「警察庁デジタル･ガバメント中長期計画」(令和２年３月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）等のデジタル・ガバメントの推進に関する計画等を踏まえ、作業を行うこと。

２．２　プロジェクト計画書等の作成

本調査研究に係るプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領（以下「プロジェクト計画書等」という。）を警察庁と調整の上、作成すること。

作業に変更・修正が発生した場合は、その都度、警察庁と協議の上、プロジェクト計画書等を更新すること。

なお、企画提案書がこれに代替できるものとする。

２．３　市場ソフトウェアの調査

以下の機能を有するソフトウェアについて、

- その機能的特徴
- 新システムに搭載することによる利点
- ライセンス形態
- 金額

を調査すること。調査するソフトウェアは警察庁が別途指定するもの含め５つ以上とする。また、新システムに搭載する上での課題・問題点についても整理すること。

なお、ソフトウェアの市場調査は、機能ごとに数件調査しソフトウェア同士の比較ができるようにすること。

【対象機能】

- データ登録機能（OCR を用いた登録の効率化、関連事案が登録された場合における通知機能など）
- 他システムとの連携機能（インポート/エクスポート、API など）
- 分析機能（相関分析、グラフ表示など）
- 情報検索機能（検索結果などの一覧表示での表示状況、共通項目の強調表示、画像検索など）

２．４　新システムの要件定義の明瞭化

受託者は以下の事項について検討・整理すること。

なお、作業にあたっては警察庁が用意した資料（新システムに搭載したい機能一覧、都道府県警察に要望調査した結果等）を提示するので参考とすること。

(1)　新システムの機能要件・非機能要件の検討

新システムの機能要件・非機能要件について検討し、新システム更新に向けた最適な提案をすること。特に、各機能に係る次の事項については、２．３の結果を踏まえつつ利用者の利便性の向上及び警察業務の効率化の観点から十分な検討を行うこと。

- 新システムに情報を登録する際の簡易性、正確性

・　蓄積した情報の有効活用に資する情報の視認性、データ保持や連携の方法
・　操作性（UI（ユーザーインターフェース））の配慮
・　ストレスのない応答（レスポンス・スループット）

(2)　新システムの業務フロー及び画面イメージの作成

警察庁が用意した資料及び(1)の検討を踏まえ、新システムにおける業務フロー及び画面イメージを作成すること。

なお、新システムに搭載するソフトウェアに推移する場合においては画面イメージの作成は不要とする。

3　成果物

3．1　成果物の記載内容及び納入期限

２に示す作業により得られた結果として、次表に示す成果物を納入すること。

No	成果物	記載内容	納入期限
1	プロジェクト計画書	目的、対象範囲、業務の見直しの方向性、目標、体制、実施計画、前提条件、リスク要因等	初版は契約締結後２週間以内。 以後は更新の都度。 （なお、企画提案書がこれに代替できるものとする。）
2	プロジェクト管理要領	コミュニケーション管理、工程管理、指標管理、リスク管理、課題管理、変更管理等	
3	調査研究報告書	２．３及び２．４に係る調査・検討結果	令和６年６月 28 日（金）
4	会議資料一式	議事録、会議提出資料	会議開催の都度

3．2　納入形態等

(1)　Ａ４版、カラー両面印刷及び２穴パイプ式ファイルで編綴された図書　各１部

(2)　データを記録した電子データ　１式

電子データについては、一太郎、Microsoft Office 等一般的な OA ソフトウェアで作成されたファイル及び PDF ファイルの２種類を記録した DVD メディアとする。

3．3　納入場所

警察庁サイバー警察局サイバー捜査課

4　留意事項

・　契約締結後、受託者は速やかに本調査研究に係る体制を定め、本調査研究を実施する者及び本調査研究を統括する者の名簿を提出すること。
・　調査研究成果をまとめる際には、受託者の有する知見を十分に活用し、実効性の高い結論を導くこと。
・　受託者は、随時、警察庁担当者と作業目的、内容等について意識を共有し遅滞なく

調査研究を実施すること。

- 調査研究の委託期間中、警察庁担当者からの問合せには随時対応すること。
- 調査研究の委託期間中、警察庁担当者と打合せを行い、進捗状況の報告を行うこと。打合せ議事録の提出を指示された場合は、２営業日以内に提出し、警察庁の承認を得ること。
- 打合せの回数は月に５回程度とする。ただし、重大な課題や問題が発生した際は、その限りではない。

  なお、打合せの場所は、東京都 23 区内の警察庁が別途指定する場所とする。ただし、警察庁担当者と調整の上、Web 会議による開催としてもよい。

５　知的財産権

- 本契約履行過程で生じた著作権（著作権法で規定するプログラムを含む。）に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、契約書の定めに関わらず、警察庁に帰属するものとし、警察庁が使用するものとする。
- 受託者は警察庁に対し、当該成果物に係る一切の著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。
- 本契約履行過程で使用する内容及び納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、警察庁が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。

  この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に警察庁の承認を得ることとし、警察庁は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

  なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら警察庁の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

６　秘密に関する事項

- 受託者は、本契約に関して警察庁が開示した情報等及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。ただし、公知の情報等は含まないものとする。また、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合について、事前に警察庁と協議し承認を得た場合にあってはこの限りでない。
- 本調査研究により知り得た情報、検討内容、成果等を警察庁の許可なく外部に公表しないこと。
- 本調査研究により、旧システムに関するデータの出力又は複写したデータ及び資料を警察庁以外に持ち出す場合は、事前にデータ又は資料の内容、理由並びに持ち出し先の名称及び住所を記載した書面を警察庁に提出し、その許可を得た上で行うこと。
- 警察庁から受領した資料又はデータ並びに本契約により取得した情報の電磁的記

録媒体が不要になった場合は、警察庁の指示に従い、返納、消却、消去等の措置を確実に実施すること。

・　打合せ場所の入退庁並びに機材、電磁的記録媒体の持込み・持ち出し及び建物内における一時保管については、警察庁が定める所要の手続に従う

7　検査

・　履行確認の検査は、本仕様書に基づき実施する。

・　調査研究の適正な履行を確保するため、進捗状況の検査、業務管理の状況等について適宜検査を行う。

8　参加条件

次の要件を全て満たしている者とする。

・　民間又は官公庁の業務の BPR を含めた調査研究を実施した実績があること。

・　ISO27001 を取得していること、又はこの認証の同一の分野において認証を取得しているのと同等の管理手法をとることができること。

・　ISO9001 の認定事業者であること。

・　秘密保持体制が確立されていること。

・　経済産業省・情報処理技術者試験の「プロジェクトマネージャ試験」若しくは米国 PMI(Project Management Institute)が認定する「プロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）試験」のいずれかの合格者又はそれと同等のスキルを有することが客観的に認められる実績を有する者が、作業責任者として１名以上従事すること。

・　作業責任者は、情報システムに係るプロジェクト管理業務の経験を有する者であること。

・　作業責任者は、民間又は官公庁の業務の BPR に、責任ある立場（プロジェクトマネージャー等）で参画した経験を有していること。

・　サイバーセキュリティに係る技術調査や研究施策、サイバーインテリジェンス・脅威情報の生成に係る技術調査、セキュリティオペレーションセンターによる監視サービスの提供などの実績を有する者が１名以上従事すること。

9　再委託

・　以下の作業は、本契約の主たる部分であるため再委託をすることはできない。

(1)　本調査研究の総合的企画

(2)　本調査研究の統括及び遂行管理

(3)　本調査研究の報告書の作成

・　本調査研究の一部を他の業者に再委託する場合には、再委託を受けた業者も受託者と同様に７項「秘密に関する事項」の各事項を遵守する義務を負う。

10　その他

・　業務に係る警察庁の対応時間は、官庁執務時間（行政機関の休日（行政機関の休日

に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項）を除く日の９時 30 分から 18 時 15 分までの間をいう。）とする。ただし、あらかじめ警察庁の承認を得た場合はこの限りではない。

- 本契約の履行に当たって本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、警察庁と協議して決定すること。
- 本仕様書に記載なき事項でも、本件特定役務に必要と認められる事項は、警察庁と協議の上行うこと。
- 受託者及び再委託を受けた業者が、本仕様書に定める事項に違反したと認められる場合、損害賠償等の責を負う場合があるほか、本調査研究に関連する今後の調達における入札参加資格を失うものとする。
- 本契約を履行するに当たり必要となる費用は、全て受託者が負担すること。

サイバー捜査分析用資機材の
高度化に係る調査研究

応募要領

令和６年１月18日
警察庁サイバー警察局サイバー捜査課

1　企画提案書作成要領

(1)　企画提案書の様式

ア　Ａ４判縦、横書き、両面印刷、日本語で記述したものを提出すること。

イ　文字は注記等を除き、原則として、10.5ポイント以上とすること。

ウ　目次及び頁番号を付与すること。

エ　企画提案書には、提案者名及び提案者が推定できるようなロゴマーク等を記載しないこと。

オ　企画提案書は、ページ数に上限は設けないが、１(2)に基づき、簡潔かつ明瞭にすること。

(2)　企画提案書の記載内容

ア　実施方針、実施フロー及び工程計画を記載すること。

イ　「「サイバー捜査分析用資機材の高度化に係る調査研究」審査基準」に則り、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(ｱ)　項目番号、項目名称は変えないこと。

(ｲ)　評価は項目ごとに行うので、項目ごとに提案したい事項を全て記載すること。
なお、項目ごとに提案を完結させること。

ウ　提案に当たっての考え方を文書及び図で分かりやすく示すこと。加えて、成果物イメージ又はサンプルを示して提案すること。

エ　有益と考えられる代替案の提案や重要だと考える指摘事項を明確にして提案すること。

オ　企画提案書は、特段の専門的知識を有しなくても理解できるよう、十分に分かりやすい記述とすること。
なお、必要に応じて、用語解説等を添付すること。

カ　提案に当たって、提案内容についてより具体的・客観的かつ詳細な説明を行うための資料を添付資料として企画提案書に含めることができる。
なお、企画提案書本文と添付資料は対応させること。

(3)　企画提案書の提出期限等

ア　提出期限
令和６年３月４日（月）17時必着（郵送又は持参）

イ　提出部数
印刷物を７部、PDFファイルを記録したDVD又はCDメディアを１枚提出すること。

ウ　提出先
〒100-8974
東京都千代田区霞が関２－１－２
警察庁長官官房会計課調達係
電話　03-3581-0141（内線）2298

(4)　留意事項

ア　提出された企画提案書は、評価結果にかかわらず、返却しない。

イ　１(1)及び(2)に従った企画提案書でないと警察庁が判断した場合は、企画提案書の評価を行わないことがある。また、説明を求める場合があるので、その場合

は誠実に対応すること。

2　プレゼンテーション実施要領

(1)　実施日時

令和６年３月11日（月）

なお、時間は、集合時間を含めて提案者ごとに別途指示する。

(2)　場所等

ア　会場

警察庁が別途指示する東京都23区内の警察庁庁舎とする。

イ　参加人数

３名までとする。

(3)　プレゼンテーション内容

ア　企画提案書作成要領に示す内容に沿って、簡潔かつ明瞭に説明すること。

イ　提案者独自の提案及びアピールする部分について、その内容の説明を中心に行うこと。

(4)　プレゼンテーション進行要領

ア　会場への入室は、警察庁職員（事務局）が指示するので入室後は速やかに説明の準備を始めること。

なお、準備が整った際には事務局にその旨を伝えること。

イ　説明時間は、準備時間を含めて、25分以内とする。企画提案書の内容を簡潔かつ明瞭に説明すること。

ウ　開始から20分及び25分を経過したときに合図をするので、25分が経過した際には説明を終了すること。

エ　質疑応答時間は、15分とする。終了後は、速やかに片付けをすること。

(5)　留意事項

ア　時間厳守で行うこと。

イ　プレゼンテーションに必要な機材のうち、資料投影用モニター及び電源は警察庁で準備するが、その他必要な機材は、説明者が準備すること。

なお、機材については、事前に親和性の確認をすることができるので、希望する場合は、６の問合せ先に問い合わせること。

ウ　プレゼンテーション時に使用する資料は、パワーポイントで作成し、企画提案書の範囲を超えないものとすること。

なお、提案者名及び提案者が推定できるようなロゴマーク等を記載しないこと。

エ　企画提案書の追加資料は認めない。ただし、パワーポイントを使用して説明を行う際には、その説明のための配布資料として、パワーポイントの画面イメージを印刷したものを10部用意し、プレゼンテーション時に配付すること。

なお、配付資料に提案者名及び提案者が推定できるようなロゴマーク等を記載しないこと。

3　特記仕様書としての使用

プレゼンテーション時の質疑応答等を踏まえた記録を提出すること。提出に際して

は内容について警察庁の承認を得ること。
　なお、契約の相手方となる業者から提出を受けた記録については、契約締結の際の特記仕様書として使用する。

4　その他
(1)　警察庁は、警察部内に限り企画提案書に記載された事項を利用する場合がある。
(2)　警察庁はプレゼンテーションの内容を撮影又は録音する場合がある。
(3)　企画提案書の作成、プレゼンテーションの実施に要する費用については、提案者の負担とする。
(4)　審査結果は、提案者に対して「審査結果通知書」を送付する。
(5)　企画提案に当たって質問等がある場合は、質問事項を他の参加者に共有する必要があるので、令和６年２月26日（月）までに６の問合せ先に文書で問い合わせること。

5　事業実施見込額
17,325,000円（税込み）

6　問合せ先
〒100-8974
東京都千代田区霞が関２－１－２
警察庁サイバー警察局サイバー捜査課予算・システム係
電話　03-3581-0141　内線3533
電子メールアドレス　npa_cyber@npa.go.jp

「サイバー捜査分析用資機材の高度化に係る調査研究」審査基準

警察庁サイバー警察局サイバー捜査課

別表

評価項目一覧

	評価軸 (評価の観点)	仕様書 項番	評価項目	評価内容	配点		内訳 必須	内訳 加点	採点
1. 必須事項への対応									
	1.1 仕様書への適合性			仕様書に示した内容が適切に盛り込まれているか。	30	30	30		
2. 調査研究の対象									
	2.1 事業概要との適合性	1	事業概要	事業概要に沿った有益な提案であるか。	100	100		100	
3. 調査研究実施内容・方法の提案									
	3.1 実施計画の適切性及び有効性	2.1, 2.2	調査研究環境の準備	具体的かつ適切な提案であるか。	530	30		30	
		2.3	市場ソフトウェアの調査に係る作業内容	調査対象とするソフトウェアの選定根拠について具体的かつ適切な提案であるか。		100		100	
				機能や利点等の調査方法について具体的かつ有用な提案であるか。		50		50	
				ソフトウェアの特徴の比較や整理の方法について具体的かつ有用な提案であるか。		50		50	
		2.4	新システムの要件定義の明瞭化に係る検討	利用者の利便性向上及び警察業務の効率化を踏まえ，現在の課題や要望等を検討できる具体的かつ有用な提案であるか。		100		100	
				システムのあるべき姿を考えた上で、新システムに搭載する上での課題・問題点も踏まえた要件定義検討ができる具体的かつ適切な提案であるか。		100		100	
				システムのあるべき姿を踏まえ、最良で分かりやすい業務フロー・画面イメージを作成できる法具体的かつ適切な提案であるか。		100		100	
4. 提案の有益性									
	4.1 提案の有益性		作業全体を通じての有益な提案	第三者が引き継ぐことができる提案となっているか。	180	30		30	
				・成果の見通しについて具体的に示されている提案となっているか。 ・上記提案が有用な提案であるか。		50		50	
				事業の趣旨に沿った提案その他有益と考えられる提案がなされているか。		100		100	
5. 共通事項									
	5.1 作業体制の適切性		作業管理	・調査研究を適切に実施する体制を有しているか。 ・定例報告等及び議事録作成を適切に行う体制を有しているか。	160	10		10	
	5.2 経験・能力		組織・事業従事予定者の専門性・類似事業の実績	・組織として事業内容に関する専門的知識を有しているか。 ・組織としてノウハウ及び類似事業の実績を豊富に有しているか。 ・事業の実施体制として、十分な情報及びデータセットを準備できるか。 ・事業従事予定者が専門的知識を有しているか。 ・事業従事予定者がノウハウ及び類似事業の経験を豊富に有しているか。 ・事業従事予定者が事業を進める上で、有益な資格又は講演や論文投稿等の実績を有しているか。		50		50	
	5.3 ワークライフバランス等の推進に関する取組			認定等の区分 ※1					
			女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ※2		50		50	全体の配点合計に応じて調整
				えるぼし３段階目 ※3		40		40	
				えるぼし２段階目 ※3		35		35	
				えるぼし１段階目 ※3		20		20	
				行動計画 ※4		10		10	
			次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん ※5		50		50	
				くるみん（令和４年４月１日以降の基準） ※6		35		35	
				くるみん（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準） ※7		30		30	
				トライくるみん ※8		25		25	
				くるみん（平成29年３月31日までの基準） ※9		20		20	
			若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）					40	
				※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により評価する。 ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24 号)による改正後の女性活躍推進法第12 条の規定に基づく認定 ※3 女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※4 常時雇用する労働者の数が100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※5 次世代法第15 条の２の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、※10 の認定を除く。） ※8 次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく認定 ※9 次世代法第13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29 年厚生労働省令第31 号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29 年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定					
	5.4 公的個人認証及び電子入札の推進に関する取組		公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標	①認定事業者のみに該当する事業者		50		20	全体の配点合計に応じて調整
				②公的個人認証サービスを用いた電子入札事業者にのみ該当する事業者				40	
				①及び②の両方に該当する事業者				50	
評価合計（1000点満点）					1000		30	970	

評価区分別配点表

評価区分	評価基準				
S	通常の想定を超える、卓越した提案内容である。	100	50	30	10
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	66	33	20	6
B	概ね妥当な内容であると認められる。	33	17	10	3
C	内容が不十分である、又は記載がない。	0	0	0	0

契　約　書（案）

警察庁（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

１　件　　名　サイバー捜査分析用資機材の高度化に係る調査研究
２　契　約　金　額　￥　　．－
うち消費税額及び地方消費税額　￥　　．－
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第１項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
３　履　行　期　限　令和６年６月28日
４　仕　　様　別添仕様書のとおり
５　契 約 保 証 金　徴収免除

（目的）
第１条　乙は、本契約に定める条件に従い、表記「サイバー捜査分析用資機材の高度化に係る調査研究」（以下「本件業務」という。）を行い、その結果を甲に報告し、甲はその対価を乙に支払うものとする。
２　契約金額は、表記のとおりとする。ただし、本件業務の構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約保証金）
第２条　乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

（業務の実施）
第３条　乙は、別添仕様書に基づき、本件業務を実施するものとする。

（報告書の提出及び確認）
第４条　乙は、本契約書に定めるところにより本件業務を完了した場合は、履行期限までに報告書を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。
２　甲は、前項の報告書を受理した場合は、速やかに本件業務の履行の確認をしなければならない。

（業務の報告義務）
第５条　乙は、前条の規定により提出した報告書について、甲から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（成果の引き渡し）

第６条　乙は、本件業務によりデータ、報告書、発明等（以下「成果」という。）を得た場合、収録した納品物件を甲に引き渡さなければならない。ただし、履行完了前においても甲は必要とする成果の引き渡しを乙に求めることができる。

２　乙は、成果を甲又は甲の指定する者に引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（遅延賠償金）

第７条　乙は、甲の指定する履行期限内に成果物合格品を提出することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

２　甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、履行期限後に提出する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

３　前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から提出日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第８条　甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

３　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙に以下の事由が生じた場合。

イ　仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合。

ロ　手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合。

ハ　営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合。

(2)　甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合。

(3)　乙が第９条第１項に該当する場合。

(4)　乙が第35条に規定する暴力団排除条項第１条、第２条又は第４条第２項に該当する場合。

(5)　前各号のほか、乙が民法第542条第１項又は第２項の各号に該当する場合。

４　乙は、第２項又は第３項に該当する場合、甲に対し、違約金として未納入成果物に相当する金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
５　甲は、第３項第５号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）
第９条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(2)　乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは同法第95条第１項第１号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）
第10条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
(2)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
(3)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(4)　乙又は乙の代理人が刑法第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは同法第95条第１項第１号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前

項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第７条の３第１項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2)　当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

４　乙が第１項及び第２項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第11条　甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第８条第４項、第10条第１項及び第２項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときには、この限りではない。

２　乙は、第８条第１項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

３　甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（契約金額の支払）

第12条　甲は、第４条により成果を受領し、本件業務の履行について確認した後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第13条　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

第14条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第２章第２節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第２条第３項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1)　甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2)　丙は、譲渡対象債権を第１項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3)　甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

３　第１項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の２の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（再委託）

第15条　乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の20日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

２　甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

３　乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第１項と同様に甲の承認を受けなければならない。

４　乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の

行為について、全ての責任を負うものとする。

5　乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（秘密の保持）

第16条　甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（知的財産権の範囲）

第17条　本契約書において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2)　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）

(3)　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）

(4)　前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2　本契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3　本契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

第18条　甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に

届け出た場合、本件業務に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1)　乙は、本件業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第20条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

(2)　乙は、甲又は甲が指定する都道府県警察（以下「甲等」という。）が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で知的財産権を実施する権利を甲等に許諾する。

(3)　乙は、知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4)　乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承認（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受なければならない。

イ　子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第12条第１項又は同法第13条第１項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

２　甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から知的財産権を譲り受けるものとする。

３　乙は第１項の書面を提出したにもかかわらず第１項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（国等による無償の実施）

第19条　甲又は甲が指定する第三者は、前条第１項の規定にかかわらず、本件業務の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で本件業務に係る知的財産権を実施することができる。

（知的財産権の報告）

第20条　乙は、本件業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、別紙様式１の産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合は、特

許法施行規則第23条第６項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

（特許出願の記載例）

（願書面（国等の委託研究の成果に係る記載事項）欄に記入）

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（令和○年度警察庁「○○」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願）」

３　乙は、第１項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、別紙様式２の産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

４　乙は、本件業務に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、別紙様式３の著作物通知書を甲に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第21条　乙は、本件業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第18条、第19条、前条、次条及び第23条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

２　乙は前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、別紙様式４の移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第18条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

３　乙は、第１項の移転を行ったときは、別紙様式４の２の移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第22条　乙は、本件業務に係る知的財産権を自ら実施しようとするとき又は第三者をして実施させようとするときは、別紙様式５の知的財産権実施承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

２　乙は、本件業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施させる場合には、第18条、第19条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

３　乙は、本件業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、別紙様式６の専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第18条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

４　乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、別紙様式６の２の専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

第23条　乙は、本件業務に係る知的財産権を放棄する場合、予め甲の承認を得るものと

する。

（知的財産権の帰属の例外）
第24条　委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

（ノウハウの指定）
第25条　甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。
２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本件業務完了の翌日から起算して５年間とする。ただし、指定後において必要がある時は、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は、短縮することができる。

（知的財産権の管理）
第26条　第18条第２項に該当する場合、乙は本件業務に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。
(1)　特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続き
(2)　回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
２　甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が、日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

（職務発明規定の整備）
第27条　乙は、本契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が本件業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規定を定めなければならない。

（成果の実施）
第28条　乙等が、成果を利用した製品の製造又は販売を行おうとするときは、予め甲に報告すること。

（成果の公表）
第29条　乙等が成果を公表する場合、予め甲の承認を得るものとする。

（契約保証金の還付）
第30条　甲は、第８条第１項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

（契約不適合責任）
第31条　甲は、本件業務について本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて履行の追完を請求することができる。
２　甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
３　甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第２項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
４　甲は、第２項及び第３項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
５　乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
６　乙が、第１項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

（知的財産権の紛争解決）
第32条　乙は、本件業務に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

（管轄裁判所）
第33条　本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

（紛争又は疑義の解決方法）
第34条　本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

（暴力団排除）
第35条　暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

（人権尊重の取組）
第36条　乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（特記事項）

第37条　本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

２　本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
永山　貴大

乙

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和　　年　　月　　日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察庁に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契約件名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始20日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

・再委託の相手方の会社概要
・その他指示する書類

審査結果	承認　　非承認
承認又は非承認とした理由	

再委託承認書

令和　　年　　月　　日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1)　再委託の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2)　再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２　暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

別紙様式１

産　業　財　産　権　出　願　通　知　書

令和　　年　　月　　日

警　察　庁　殿

受託者住所

会社名及び

代表者名　　印

　　年　月　日付け業務に基づく開発項目「　　」について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、契約書第２０条第１項の規定により通知します。

記

１　出願国

２　出願に係る産業財産権の種類

３　発明等の名称

４　出願日

５　出願番号

６　出願人

７　代理人

８　優先権主張

別紙様式２

産　業　財　産　権　通　知　書

令和　　年　　月　　日

警　察　庁　殿

受託者住所

会社名及び

代表者名　　印

　　年　月　日付け業務に基づく開発項目「　　」について、下記のとおり産業財産権の登録等の状況について、契約書第２０条第３項の規定により通知します。

記

１　出願等に係る産業財産権の種類

２　発明等の名称

３　出願日

４　出願番号

５　出願人

６　代理人

７　登録日

８　登録番号

別紙様式３

著　作　物　通　知　書

令和　　年　　月　　日

警　察　庁　殿

受託者住所

会社名及び

代表者名　　印

　　年　月　日付け業務に基づく開発項目「　　」に係る著作物について、契約書第２０条第４項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　著作物の種類

２　著作物の題号

３　著作者の氏名（名称）

４　著作物の内容

別紙様式４

移　転　承　認　申　請　書

令和　　年　　月　　日

警　察　庁　殿

受託者住所
会社名及び
代表者名　　印

　　年　月　日付け業務に基づく開発項目「　　」に係る知的財産権について、契約書第２１条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　契約件名
２　開発項目
３　知的財産権の種類
４　知的財産権の名称（出願番号、登録番号等がある場合にはそれらも含む。）
５　移転先（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
６　承認を受ける理由（下記のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）
　①　移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
　②　移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたされるため
　③　その他

（注）

具体的な理由

（理由が①の場合）

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画

・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

（理由が②の場合）

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点観点は、以下に限定されるものではない。）

・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画

・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

更に、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ（国際分業戦略等）

・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み　等

（理由が③の場合）

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

別紙様式４の２

移　転　通　知　書

令和　　年　　月　　日

警　察　庁　殿

受託者住所

会社名及び

代表者名　　印

　　年　月　日付け業務に基づく開発項目「　　」に係る著作物について、契約書第２１条第３項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　開発項目

２　移転した知的財産権

３　移転先

４　当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

①　契約書第２２条第２項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

②　以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）

イ　子会社又は親会社への移転であるため

ロ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯへの移転であるため

ハ　技術研究組合から組合員への移転であるため

ニ　合併又は分割による移転であるため

５　誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第１９条から第２４条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

別紙様式５

知 的 財 産 権 実 施 承 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

警　察　庁　殿

受託者住所

会社名及び

代表者名　　印

　　年　月　日付け業務に基づく開発項目「　　」に係る知的財産権について、契約書第２２条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　実施しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注１） 及　び　番　号（注２）	名称等（注３）

２　実施

自己・第三者（注４）

（注）

記載注意

（注１）：種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権またはノウハウのうち、該当するものを記載する。

（注２）：番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。

（注３）：該当する（１）～（４）の事項を記入してください。。

（１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

（２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

（３）植物体の品種にあっては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

（４）プログラム等又はノウハウにあっては、技術上の成果の名称

（注４）：自己又は第三者のいずれかを〇で囲む。

別紙様式６

専用実施権等設定承認申請書

令和　　年　　月　　日

警　察　庁　殿

受託者住所
会社名及び
代表者名　　印

　　年　月　日付け業務に基づく開発項目「　　」に係る知的財産権について、契約書第２２条第３項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　専用実施権等（注１）を設定しようとする知的財産権について

知的財産権の種類（注２）、番号（注３）及び名称（注４）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

２　承認を受ける理由（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

①　専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
②　専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
③　その他

（注）具体的な理由を、別紙様式４の記載要領に従って記載すること。

記載要領

（注１）　特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

（注２）　特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注３）　当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）　特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

別紙様式６の２

専用実施権等設定通知書

令和　　年　　月　　日

警　察　庁　殿

受託者住所

会社名及び

代表者名　　印

　　年　月　日付け業務に基づく開発項目「　　」に係る知的財産権について、契約書第２２条第４項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　専用実施権等（注１）を設定した知的財産権について

知的財産権の種類（注２）、番号（注３）及び名称（注４）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）	設定を受ける者の名称

２　当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

①　契約書第２１条第２項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

②　以下の理由により承認が不要であるため（更に以下のいずれかの理由を選択する）

イ　子会社又は親会社への移転であるため

ロ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯへの移転であるため

ハ　技術研究組合から組合員への移転であるため

ニ　合併又は分割による移転であるため

記載要領

（注１）　特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

（注２）　特許法、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注３）　当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）　特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作権の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

企画競争に関するアンケート

警察庁長官官房会計課調達係　行

（Mail　tyotatu@npa.go.jp）

＊今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。
提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名　　サイバー捜査分析用資機材の高度化に係る調査研究

●御　社　名　　ご担当者名　　御連絡先

参加を辞退された方

●企画競争参加辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

□提案書提出までの準備期間が短い（公告から概ね＿＿＿日間必要）。

□納期、履行期限が短い（概ね＿＿＿日間必要）。

□仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

□業務内容と異なる内容であった。

□情報収集目的（当初から企画競争に参加する意思はなかった）

□落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

□その他（今回の企画競争に関する改善要望等）

企画競争に参加された方

●今回の企画競争に関する改善要望等